

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第1号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第2号）

- 1 高松港港湾環境整備施設の香西地区港湾緑地におけるパークゴルフ場及び会議室の使用料について、利便性向上のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年5月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第3号）

- 1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正により、手数料の標準額が定められたこと等を踏まえ、関係手数料について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、同年5月13日から施行することとした。

◇民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年香川県条例第4号）

- 1 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、成年年齢が18歳になること及び婚姻可能年齢が男女ともに18歳とされ、婚姻による成年擬制制度が廃止されることに伴い、関係条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県恩給条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第5号）

- 1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の制定による、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第6号）

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の改正に伴い、自然海浜保全地区の指定区域について、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第7号）

- 1 令和4年12月1日の民生委員の一斉改選に向け、丸亀市及び三木町の区域の民生委員の定数を改めることとした。
- 2 令和4年12月1日から施行することとした。

◇香川県看護学生修学資金貸付条例及び香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第8号）

- 1 修学資金の貸付けを受ける者の手続上の負担を軽減するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第9号）

- 1 令和5年4月開校予定の香川県立小豆島みんなの支援学校の設置について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第10号）

- 1 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇職員のサービスの宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第11号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に定めるサービスの宣誓の実施方法について、事務手続の簡略化を図る観点から、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第12号）

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正を受けた人事院規則の改正により、国家公務員の非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されることを踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第13号）

- 1 夜間学級の業務の特殊性及び困難性を考慮し、夜間学級を置く中学校の職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第14号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めることとした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県産業基盤造成基金条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第15号）

- 1 東京讃岐会馆周辺の市街地再開発事業による補償金について、香川県産業基盤造成基金にて受け入れ、東京都及びその周辺地域における拠点機能の確保に関する事業に充てることを可能とするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第16号）

- 1 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の制定による、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。